

令和 6 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 5 月 1 3 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 7 2〕

① 件 名
災害応急作業等派遣手当の支給について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>令和 6 年能登半島地震の発生を受け、本市では、本年 1 月 1 0 日から被災地の災害対応業務を支援するための職員派遣を行っているところである。</p> <p>そのような中、本年 1 月 1 9 日付けで総務省から災害応急作業等手当の運用について通知が発出され、地方公共団体職員による避難所運営等の業務について、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうることに留意し適切に取り扱うよう示された。</p> <p>【目的】</p> <p>当該総務省通知の趣旨に基づき、石巻市職員の特殊勤務手当に関する規則に災害応急作業等派遣手当の規定を設け、被災地に派遣されて災害対応業務に従事する職員に対し当該手当を支給するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）</p> <p>【総合計画との整合性】総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 6 年 1 月 1 0 日 令和 6 年能登半島地震被災地への職員派遣開始</p> <p>1 月 1 9 日 総務省より災害応急作業等手当の運用について通知</p> <p>5 月 石巻市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正 （施行年月日：令和 6 年 5 月 1 日、適用年月日：令和 6 年 1 月 1 日）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 災害応急作業等派遣手当の概要</p> <p>(1) 支給対象 大規模な災害が発生した他の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害に係る作業に従事した職員</p> <p>(2) 支給額 1 日 1, 0 8 0 円（深夜にわたる場合は 1 0 0 分の 5 0 に相当する額を加算）</p> <p>2 改正が必要となる規則 石巻市職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p>3 適用年月日 令和 6 年 1 月 1 日</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【市財政への負担】</p> <p>令和 6 年 1 月～3 月分 85, 320 円（17 名、26 日間分）</p> <p>4 月以降分 32, 400 円（1 名、30 日間分）※休暇日数分減額となる予定</p> <p>※特別交付税対象</p>

